



平成 28 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 神 鋼 商 事 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 口 育 廣  
(コード番号 8075 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 総 務 部 長 阿 野 健 二 郎  
(TEL 03-3276-2036)

## 単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 98 回定時株主総会（以下、本総会）に単元株式数の変更、株式の併合及び発行可能株式総数の変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 単元株式数の変更

#### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。100 株への移行期限が 2018 年 10 月 1 日に決定されたことを踏まえ、当社は、本年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものです。

#### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

#### (3) 変更の条件

本総会において、株式併合に関する議案及び定款の一部変更に関する議案の承認可決を得ることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

### 2. 株式の併合及び発行株式総数の変更

#### (1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないようにすることを目的として、当社株式について 10 株を 1 株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、本株式併合に応じて、現行の 2 億 7 千万株から 2 千 7 百万株に変更することといたします。

#### (2) 併合の内容

- |            |   |
|------------|---|
| ①併合する株式の種類 | 普通株式  |
| ②併合の割合     | 平成 28 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10 株を 1 株の割合で併合いたします。 |

③併合後の発行可能株式総数 27,000,000株 (併合前: 270,000,000株)

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日(平成28年10月1日)に上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成28年3月31日現在)	88,605,625株
併合により減少する株式の数	79,745,063株
併合後の発行済株式総数	8,860,562株

⑤併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株式数	4,377名(100.00%)	88,605,625株(100.00%)
10株未満	271名(6.19%)	365株(0.00%)
10株以上	4,106名(93.81%)	88,605,260株(100.00%)

本株式併合を行った場合、保有株式数が10株未満の株主様271名(その所有株式の合計は365株。平成28年3月31日現在。)が株主たる地位を失うこととなります。

⑥1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主に対して、端株の割合に応じて分配いたします。

(3) 併合の条件

本総会において、株式併合に関する議案及び定款一部変更に関する議案(単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更)の承認可決を得ることを条件といたします。

3. 定款の一部変更について

本日開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

4. 主要日程

取締役会決議日	平成28年5月19日(本日)
定時株主総会開催日	平成28年6月28日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成28年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成28年10月1日(予定)
発行可能株式総数の効力発生日	平成28年10月1日(予定)

以上

添付資料: (ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

## 単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ&A

### Q 1 単元株式数の変更と株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数とは、証券取引所での株式の売買単位となっている株式数であり、株主総会の議決権の単位ともなっている株式数です。現在の当社の単元株式数は1,000株ですが、今般、100株に変更することを予定しています。また、株式併合は、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式とするものです。今般、当社では10株を1株とすることを予定しています。

### Q 2 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成28年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないようにすることを目的として、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

### Q 3 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 3. 単元株式数変更及び株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成28年 5月中旬	取締役会（株主総会招集決議）
平成28年 6月28日	定時株主総会
平成28年 9月28日※	当社株式の売買単位が100株に変更
平成28年10月 1日※	単元株式数変更及び株式併合の効力発生日
平成28年11月上旬※	株主様へ株式併合割当通知発送
平成28年12月初旬※	端数処分代金の支払開始

※ 平成28年6月28日開催予定の定時株主総会において、株式の併合に関する議案が可決された場合の予定です。

### Q 4 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍になるからです。

#### 【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1株あたり純資産額	資産価値		株式数	1株あたり純資産額	資産価値
1,000株	300円	300,000円		100株	3,000円	300,000円

Q 5 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 5. 【所有株式数について】

各株主数の株式併合後の所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主数に 10 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。）となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 28 年 10 月 1 日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1 に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。（具体的なスケジュールは Q 3. のとおりです。）

【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は 10 分の 1 になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000 株から 100 株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。具体的には、株式併合及び単元株式数変更の前後で、以下のとおりとなります。

	効力発生前		⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当数
例 1	3,000 株	3 個		300 株	3 個	なし
例 2	2,800 株	2 個		280 株	2 個	なし
例 3	886 株	なし		88 株	なし	0.6 株
例 4	5 株	なし		なし	なし	0.5 株

例 2 及び例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は 80 株、例 3 は 88 株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取りが可能です。

例 3 及び例 4 において発生する端数株式相当分（例 3 は 0.6 株、例 4 は 0.5 株）につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

例 4 においては、株主併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記載された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 6 株主は何かの手続きをしなければならないのですか。

A 6. 特別のお手続きの必要はございません。

Q 7 1 株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求することも可能です。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号 電話番号：0120-232-7111（通話料無料）

以上